

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始について

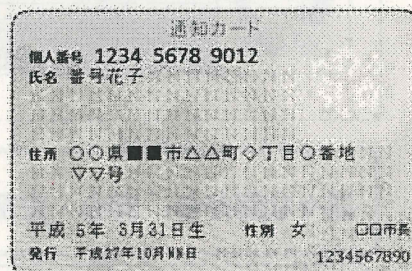
【制度の概要】

- マイナンバー制度は、各々の行政機関等が保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となる制度です。
- マイナンバーは、国内に住民票を持つすべての住民に通知される番号(12桁)で、28年1月以降、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で、法律・条例に規定された事務に利用されます。
- 「公平・公正な社会の実現」（負担を不当に免れることや不正な受給の防止）、「各種手続における利便性向上」（年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減る）、「行政事務の効率化」（行政機関間の情報連携による確認作業の減少等）を目指した制度です。

27年10月以降、横浜市からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・27年の10月以降、市民の方一人ひとりにマイナンバーが「通知カード」で通知されます。
 - ☞世帯ごとに簡易書留（転送不可）で、住民票の住所に郵送されます。
 - ☞住民票の住所と異なるところにお住いの場合は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があるため、住民票の変更など必要なお手続をお願いします。
 - ☞震災避難者、DV（配偶者暴力）・ストーカー・児童虐待等で避難している方の対応については、今後、詳細が分かり次第、ホームページなどでお知らせします。

【通知カードのイメージ】



※紙製

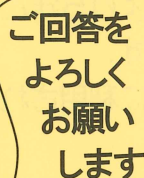
- ・マイナンバーは、12桁の番号で、原則、変更されません。
 - ☞お手元に届いたら、通知カードを大切に保管してください。

28年1月から社会保障・税・災害対策の分野の手続で、マイナンバーが使われます。

- ・28年1月から横浜市やその他の行政機関で、法律等に基づき社会保障・税・災害対策の分野の手続を行うときに、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。
 - ☞28年1月以降、税金や福祉の手続などで窓口にお越しの際には、【個人番号カード】または【通知カード（マイナンバー確認用）と本人確認資料】をお持ちください。
 - ☞29年7月から全国的な情報連携が開始され、マイナンバーを手続書類に記載することにより、手続に必要な書類（課税証明書など）が省略されます。
- ・民間事業者が従業員の社会保障や税の手続を行う際にも、従業員や家族等のマイナンバーが必要になります。

ご注意

知らない会社から、電話等でマイナンバーを聞かれることはありません。



A cartoon illustration of a young girl with a large bow in her hair, wearing a hooded outfit. She is holding a mobile phone in her left hand and pointing upwards with her right index finger. The background is a solid light yellow color. The text 'あらいなか' is written in a stylized font at the bottom right of the illustration.

[illegible]

横浜市・神奈川県警察からのお知らせです

日本年金機構
個人情報流出を口実とした
悪質な詐欺に
ご注意ください

日本年金機構・横浜市・区役所などから

- この件に関して電話で連絡をすることは一切ありません。
- お金やキャッシュカードを要求することはありません。
- ATMの操作によるお手続きを依頼することはありません。

日本年金機構や職員などを名乗る電話がかかってきたら下記までご相談ください

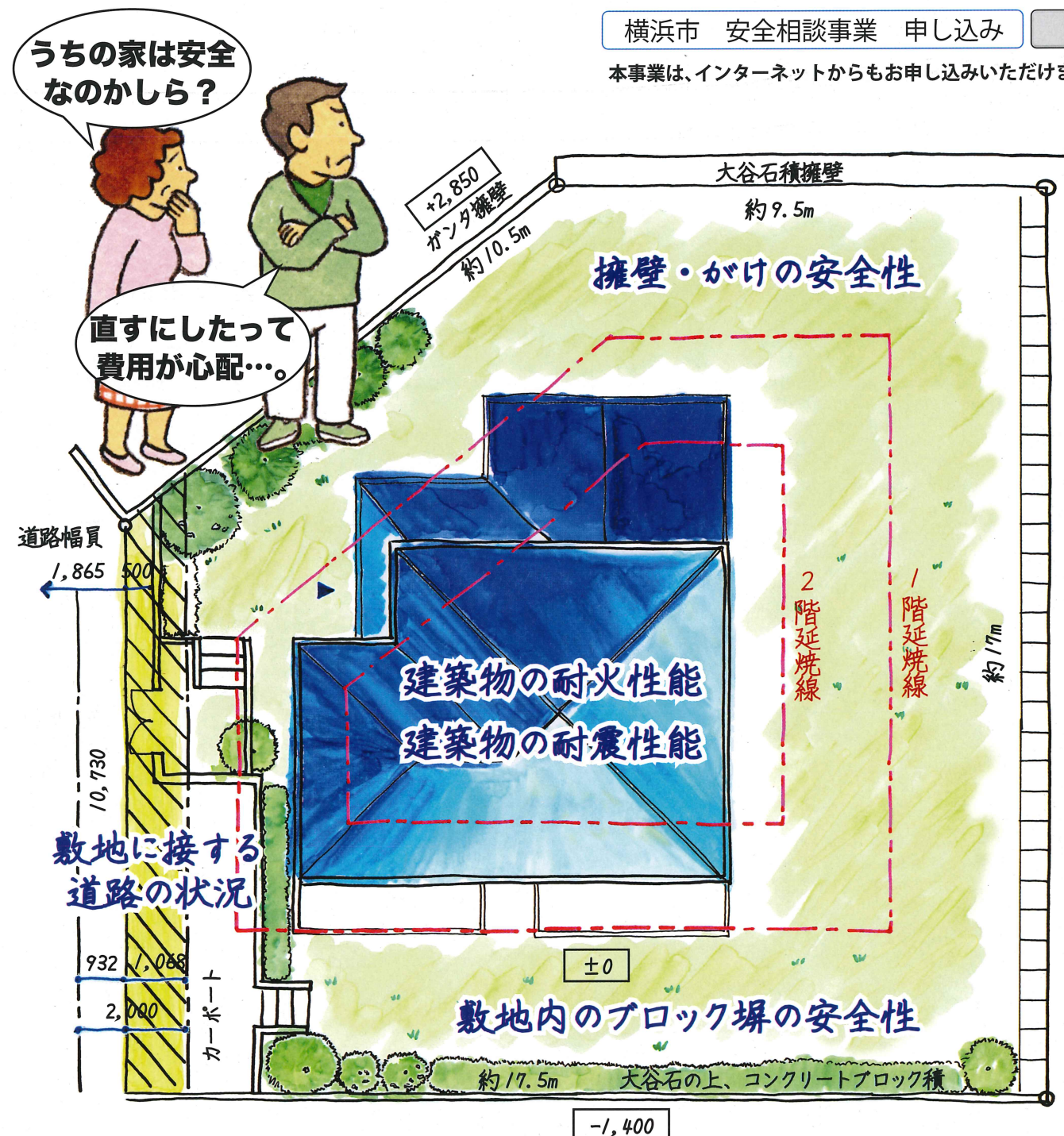
日本年金機構 専用電話窓口(コールセンター)

0120-818211

受付時間 8:30~21:00(平日及び土日)

または

〇〇警察署 045(〇〇〇)0110



木造建築物安全相談事業とは

木造建築物の耐震診断・耐火性能の評価の他、擁壁・がけ・ブロック塀等の現況、敷地が接する道路の状況などの調査を行い、調査結果の説明・助言を行う**建築士を無料**で派遣する事業です。なお、擁壁・がけの具体的な改善策や擁壁・がけ・道路後退の補助制度の説明については、建築局建築防災課の市職員が伺います。

内容

1 現地調査 (訪問 1 回目)

- ・耐震診断 (※対象となる要件を満たす場合のみ。)
- ・耐火性能の調査
- ・擁壁・がけ・ブロック塀等の現況調査
- ・敷地に接する道路の状況

2 調査結果の説明及び助言 (訪問 2 回目)

- ・耐震性・耐火性の改善策と概算費用
- ・擁壁・がけ・ブロック塀等の状況及び改善策
- ・敷地の道路後退の必要性
- ・補助制度の窓口案内

対象となる建築物

次に挙げる要件をすべて満たす建築物が事業の対象となります。

- ☐ 所在地:右ページの事業対象地区内
- ☐ 2階建て以下の木造建築物
- ☐ 築22年以上
- ☐ 利用申込者は建築物の所有者である。

ご注意! 耐震診断の対象建築物

木造建築物安全相談事業にて耐震診断を実施するのは、上記の要件に加え、次の要件をすべて満たす建築物のみです。

- ☐ 用途:住宅(併用住宅可)
- ☐ 建築年月:昭和56年5月以前
(昭和56年以降に増築している場合、要問合せ。)
- ☐ 構造:在来軸組構法

要件に適合するかについては電話にてご確認ください。いただいた上、建築士が現場で確認します。

利用方法

お申し込み

右下の「利用申込書」(ハガキ)を切り取り、必要事項を記入し、郵送してください。インターネットから「横浜市電子申請サービス」でのお申込も受け付けています。

調査希望日は、申込日から2週間以上先のお立会いが可能な日時をご記入ください。(平日に限らず土日、祝日も可。)

長屋・共同住宅や、貸家の場合は様式が異なりますので、お問い合わせください。

調査日のお知らせ

お申込みから約1週間後に、ハガキ又はメールで調査日時をお知らせします。

現地調査 (訪問 1 回目)

調査員である建築士が、建築物について調査します。
(所要時間約3時間)

現地調査では、壁をはがすなど建物を破壊することはありません。目視可能な範囲で調査を行います。

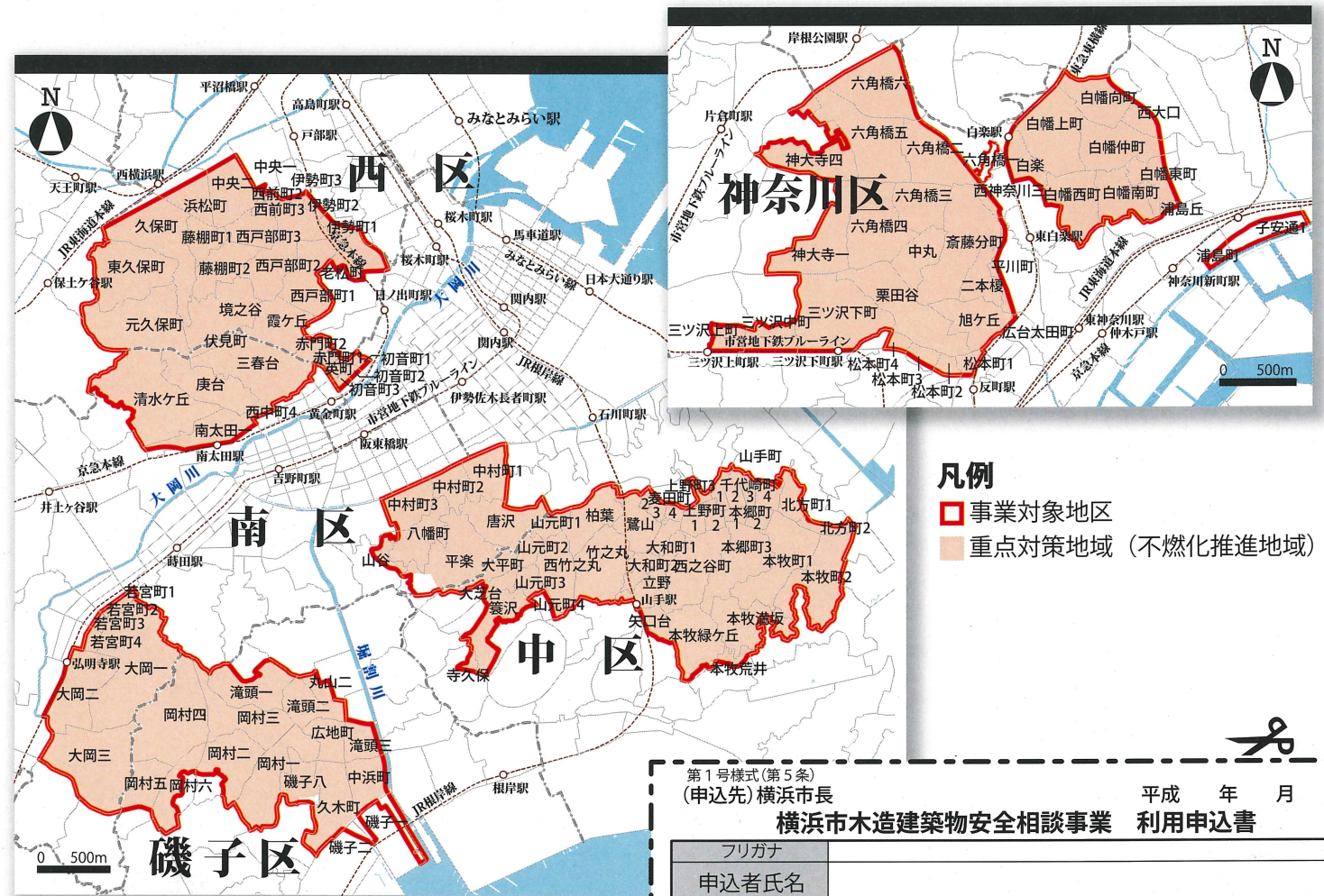
調査結果の説明と助言 (訪問 2 回目)

現地を見ながら、とりまとめた調査結果報告書の内容を説明します。
(所要時間約2時間)

調査から2週間以降の日時に、調査結果の説明に伺います。日程調整は、調査日に行います。

事業対象地区

事業対象地区の詳細については、お問い合わせください。



インターネットからも、お申込いただけます!

お申込ページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/machihune/anzen/>

第1号様式(第5条)
(申込先)横浜市市長 平成 年 月 日
横浜市木造建築物安全相談事業 利用申込書

フリガナ	
申込者氏名	
申込者住所	〒
電話番号	
建築物所在地 (申込者住所と異なる場合記入)	〒

以下の内容をご確認ください。

対象建築物の要件確認	以下の要件を満たしているかをご確認の上チェック✓してください。(必須) ☐ 木造 ☐ 二階建て以下 ☐ 築22年以上
以下についてご確認の上、同意欄にチェック✓してください。(必須) ・本事業における耐震診断結果の説明並びに耐震改修及び不燃化・耐震改修の概算費用の算出のために、今回調査を行う建築物の、横浜市の「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅訪問相談事業」の利用履歴及び調査結果について、事業所管課から提供を受けること。 ・横浜市の「木造住宅耐震改修促進事業」、「木造建築物不燃化・耐震改修促進事業」、「防災ベッド等設置推進事業」の補助申請があった際には、補助要件の適合性を確認するために、今回調査した建築物の耐震診断の利用履歴及び調査結果を事業所管課に提供すること。 ・本事業の調査結果を、横浜市の申込者以外の所有者(売買後の所有者含む)、当該住宅の居住者及び賃借人に情報提供を行うこと。	
☐ 上記全てに同意します	

わかる範囲で結構ですので、調査を行う建築物についてご記入をお願いします。

形態	☐ 戸建住宅 ☐ 併用住宅(店舗・事務所) ☐ その他 (※長屋・共同住宅や、貸家の場合は様式が異なりますので、お問合せください。(全ての所有者及び賃借人(居住者・使用者)の同意が必要です。))
新築年月	明治・大正・昭和・平成 年 月
建築確認通知日・番号(新築時)	昭和・平成 年 月 日 第 号
図面の有無	有・無 増築の有無 有・無
延べ面積(1・2階合計)	m ² 敷地面積 m ²

※ 申込日から2週間以上先の日程でお立会い可能な調査日をご記入ください(土日祝日可)。 標準調査時間:3時間程度

現地調査日	第1希望 平成 年 月 日 時~
	第2希望 平成 年 月 日 時~

問合せ・申込み

事業所管・発行は、横浜市都市整備局防災まちづくり推進課です。
下記協会は、横浜市から木造建築物安全相談事業の事務を受託している団体です。
一般社団法人 横浜市建築士事務所協会「木造建築物安全相談事業」係
〒231-0015 横浜市中区尾上町4-47 リスト関内ビル 4階
電話 045(662)2711 受付時間 平日9:00~12:00、13:00~16:00

平成27年度

「磯子区災害ボランティアセンター



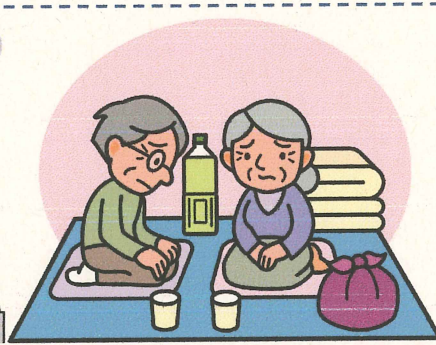
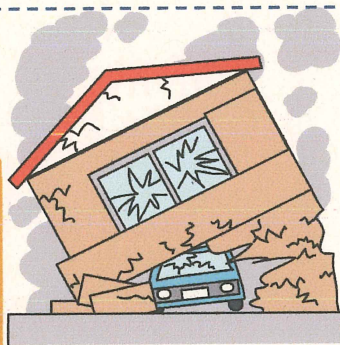
設置・運営訓練」のご案内

(この事業は『いそごふれあい助成金』より一部助成を受けて実施しています)

皆さんに「災害ボランティアセンター」をより理解し身近に感じていただけるような訓練、また私たちのスキルアップを目指した実践的な訓練を行います。是非たくさんの方のご来場をお待ちしております。

磯子区災害ボランティアネットワーク（略：災ボラ）

代表 竹内 照雄（携帯：090-2902-7829）



◆参加していただくとわかります！

①「災害ボランティアセンター」って何？

②何するの？ どこにあるの？

③どうしたら助けてくれるの？

④その他



磯子区災害ボランティアセンター

- ・「災害ボランティアセンター」の運営訓練が見学できます。
- ・地域防災拠点ー区災害対策本部ー災害ボランティアセンター間のボランティア派遣依頼の発信受信訓練等は、別途企画中です。

1. 日時：**9月23日(水／祝) 13:00～16:00**

- ・上記時間内にいつでもご来場ください。所要時間は30分程度です。
- ・同日開催される「磯子センター防災フェア」に、災ボラも参加・展示します。また、そこには今年も起震車が来て、震度7を体験できます。

2. 会場：磯子センター 体育館

3. 主催：磯子区災ボラ・磯子区杜協・磯子センター 後援：磯子区役所

4. 問合せ・連絡先：杜協 担当：井上 電話 045-751-0739

FAX 045-751-8608